

入院期間が180日を超える場合の特定療養費制度に基づく特別の料金の徴収について

平成14年4月の健康保険法等の改正により、入院治療の必要性は低いが家庭等患者様側の事情により180日を超えて長期に入院される場合は、健康保険法等の入院時一部負担金とは、別に特定療養費制度に基づき入院基本料の一部を患者様に負担していただくこととなりましたのでご了承願います。

○ 対象者

すべての入院患者様

○ 対象から除かれる患者

厚生労働大臣の定める重傷者等、一定の状態にある患者様についてはその間は特定療養費制度の対象から除かれます。

○ 転院及び再入院の場合

他の医療機関からの転院又は再入院であっても、次の場合を除いて、通算して180日超えを計算されます。なお、在宅又は介護療養病床、介護老人保健施設（老健）及び介護老人福祉施設に入所され、3ヶ月以上経過された場合は、それ以前の入院期間は通算されないこととなります。

1. 前回入院の主傷病と今回入院の主傷病が異なる場合
2. 同一の疾病又は負傷であっても、一言治癒又は治癒に近い状態（寛解状態を含む）

○ 当院にて特定療養費に基づき患者様に負担していただく費用（医療機関により異なる）

入院基本料の15%が保険給付の対象から除かれ、同程度の金額を患者様に負担していただく事になります。

1日 2,500円（税込み）

平成31.4.1
医療法人若葉会近藤内科病院